

取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備等に伴う
取引参加者規程の一部改正等について

平成19年11月22日
株式会社 東京証券取引所

当取引所は、幹事取引参加者の当取引所市場への上場適格性に関する調査の水準を維持・向上させる観点から、幹事取引参加者に対して社内規則の制定その他の必要な措置を講じて上場適格性調査体制を整備することを求めることとし、また、取引参加者が自己売買についても不公正取引防止のための売買管理体制を整備すべきことを明確化する観点から、取引参加者規程等を一部改正し、平成20年1月1日（一部は平成19年12月1日）から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。
改正の概要は下記の通りです

記

改正概要

1. 取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備について

(1) 上場適格性調査の実施

幹事取引参加者は、以下に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする者及びその企業グループについて、それぞれ以下に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとします。

本則市場へ新規上場申請が行われる株券等（テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。） 有価証券上場規程（以下「上場規程」という。）第207条第1項各号に掲げる事項

マザーズへ新規上場申請が行われる株券等（テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。） 上場規程第214条第1項各号に掲げる事項

保証付外国社債券以外の外国社債券（上場規程第904条第3項の適用を受ける外国社債券を除く。） 上場規程第904条第2項第1号に定める基準

保証付外国社債券（上場規程第904条第3項の適用を受ける保証付外国社債券を除く。） 上場規程第904条第2項第2号に定める基準

外国国債証券等 上場規程第905条に定める基準

不動産投資信託証券 上場規程第1206条第1項各号に掲げる事項

（備考）

・取引参加者規程第22条の4

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第3条

(2) 監査人からの意見聴取

幹事取引参加者は、上場適格性調査の対象となる者の財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等から意見を聴取するものとします。

(3) 幹事取引参加者の交代等があった場合の対応

幹事取引参加者は、新規上場申請を行おうとする者に係る以下に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとします。

指名を予定していた幹事取引参加者の交代

選任又は選任を予定していた財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の交代

新規上場申請を予定していた金融商品取引所等の変更

(4) 社内記録の作成、保存

幹事取引参加者は、新規上場申請を行った者に対する上場適格性調査について、以下に掲げる社内記録を作成し、新規上場申請日から 5 年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとします。

上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録

上場適格性調査の結果の形成過程に係る記録

(5) 上場日までの企業動向の把握

幹事取引参加者は、新規上場申請を行った者について、当該新規上場申請後、上場日までの期間において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事象を認めた場合には、直ちに当該事象に係る内容を当取引所へ報告するものとします。

(6) 上場適格性調査の独立性の確保

幹事取引参加者は、以下に適合する組織体制を整備するものとします。ただし、幹事取引参加者が上場適格性調査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと当取引所が認める場合を除きます。

上場適格性調査を行う部門（以下「上場適格性調査部門」という。）を設置すること。

上場適格性調査部門において上場適格性調査を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第 4 条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第 5 条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第 6 条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第 7 条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第 8 条

を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。

上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進を行う部門及び上場指導を行う部門を担当しないこと。

(7) 社内規則等の制定

幹事取引参加者は、上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとします。

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第9条

(8) 社内検査の実施

幹事取引参加者は、前(7)の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとします。

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第10条

2 .取引参加者における自己売買に係る売買管理体制の整備について

(1) 自己売買に係る管理

取引参加者は、自己の計算による売買について、当取引参加者の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備することとします。

・取引参加者規程第22条の2

・取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第7条

(2) その他

その他、所要の改正を行います。

・取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第1条第2項、第2条、第5条第2号

施行日

平成20年1月1日から施行します(ただし、「2 .取引参加者における自己売買に係る売買管理体制の整備について」は、平成19年12月1日から施行します。)

以 上